（削る）

（事前届出を要しない市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更）

第五条の七　第五条の二の規定は、法第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の二第一号中「法第八条第二項の申請書」とあるのは「法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類」と、「法第九条第一項の許可を受けた」とあるのは「法第九条の三第八項の規定により届け出た」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

（非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第五条の十の四　第三条の二の規定は、法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。

２　法第九条の三の三第一項の規定による届出は、同項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

一　当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

二　当該一般廃棄物処理施設の処理工程図

三　当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第五条の十の五　第五条の六の二の規定は、法第九条の三の三第四項において準用する法第九条の三第六項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の二中「第四条の五の二各号」とあるのは「第四条の五の二各号（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第五条の十の六　第五条の六の三（第四号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第四項において準用する法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表について準用する。この場合において、第五条の六の三第一号中「、第三号イ、第四号イ及び第五号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同号ロ中「、第三号ロ及びニ、第四号ニ及びリ並びに第五号ロ及びヘ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同号ハ中「、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。

（記録の閲覧）

第五条の十の七　第五条の六の四（第一号ニに係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第四項において準用する法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧について準用する。この場合において、第五条の六の四第一号中「イからニまで」とあるのは「イからハまで」と、同号イ中「、第三号イ、第四号イ及び第五号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同号ロ中「、第三号ロ及びニ、第四号ニ及びリ並びに第五号ロ及びヘ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同号ハ中「、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。

（法第九条第七項の規定による欠格要件に係る届出）

第五条の五の三の二　法第九条第七項の環境省令で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となつた者とする。

２　法第九条第七項の規定による届出は、同項の者が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

（事前届出を要しない市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更）

第五条の七　第五条の二の規定は、法第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の二第一号中「法第八条第二項の申請書」とあるのは「法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類」と、「法第九条第一項の許可を受けた」とあるのは「法第九条の三第八項の規定により届け出た」と読み替えるものとする。

（非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第五条の十の四　第三条の二の規定は、法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。

２　法第九条の三の三第一項の規定による届出は、同項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

一　当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

二　当該一般廃棄物処理施設の処理工程図

三　当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第五条の十の五　第五条の六の二の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第六項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の二中「第四条の五の二各号」とあるのは「第四条の五の二各号（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第五条の十の六　第五条の六の三（第四号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表について準用する。この場合において、第五条の六の三第一号中「、第三号イ及び第四号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同号ハ中「、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。

（記録の閲覧）

第五条の十の七　第五条の六の四（第一号ニに係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧について準用する。この場合において、第五条の六の四第一号中「イからニまで」とあるのは「イからハまで」と、同号イ中「、第三号イ及び第四号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同号ロ中「、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同号ハ中「、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。